

上富田町総合事業単位表  
サービスコード表

区分	コード表		サービス内容略称	算定項目	合成単位数	算定単位	
	種類	項目					
第1号訪問事業	訪問介護相当サービス	2411	訪問型独自サービス費21	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合(一部身体介護を含む場合)	287単位	1回	
		2511	訪問型独自サービス費22	(2) 生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合		179単位
		2621	訪問型独自サービス費23		(二)所要時間45分以上の場合		220単位
		1411	訪問型独自短時間サービス	事業対象者・要支援1・2(20分未満)主に身体介護を行う場合 1月につき22回まで	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163単位
		C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	高齢者虐待防止措置未実施減算	(1) 標準的な内容の指定相当 訪問型サービスである場合(一部身体介護を含む場合)	▲3	
		C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 ▲2	
		C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合 ▲2		
		C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合 ▲2		
		6001	同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位の10%減算	1月	
		6003	同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位の15%減算		
	6002	同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位の12%減算			
	8002	特別地域加算	所定単位の15%加算		1回		
	8102	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位の10%加算				
	8112	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位の5%加算				
	4001	初回加算		200単位加算	200単位	1月	
	4003	生活機能向上連携加算	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100単位		
	4002		生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200単位		
	6102	口速連携強化加算	1回につき50単位加算(1月に1回を限度)		50単位		
	6269	介護職員処遇改善加算	①介護職員処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位の137/1000				
	6270		②介護職員処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位の100/1000				
	6271		③介護職員処遇改善加算(Ⅲ) + 所定単位の55/1000				
6278	介護職員特定処遇改善加算	①介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) + 所定単位数の63/1000					
6279		②介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) + 所定単位数の42/1000					
6281	介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算 + 所定単位数の24/1000					

※「特定地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住するものへのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」、「介護職員等特定処遇改善加算」及び「介護職員等ベースアップ等支援加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目